

基山町長選挙の

投票日は2月9日(日)です

▽告示日

2月4日(火)

▽投票日

2月9日(日)
午前7時～午後8時

今回の選挙で

投票できる人

① 満18歳以上(平成14年2月10日以前の出生)

② 引き続き3か月以上(令和元年11月3日以前から)基山町の住民基本台帳に登録されている

③ 選挙人名簿に登録されている

右記①②③をすべて満たす人。

ただし、①③の条件を満たす方でも、2月9日(投票日)までに基山町から転出された方は投票できませんので十分注意してください。

※入場券が郵送されてきても、投票日当日までに転出された方は投票できません。

期日前投票を

ご利用ください

投票日当日どうしても投票に行けない方々のために、期日前投票を受け付けています。

▽期間

2月5日(水)～2月8日(土)

▽時間

午前8時30分～午後8時

▽場所

基山町役場1階ロビー

▽必要な物

基山町長選挙の入場券

※役場が閉庁となる土曜日も受け付けますのでご利用ください。

※投票をする際には、入場券が必要です。

入場券は郵送しておりますが、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

不在者投票について

仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票を行うことができ、指定の病院・老人ホームに入院、入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。

また、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前投票期間においては未だ選挙権を有しない者(例えば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前においては未だ17歳であり選挙権を有しない方など)については、期日前投票をすることができないので、例外的に基山町の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

指定病院、老人ホーム等での不在者投票、郵便等による不在者投票について

▽指定病院・老人ホーム等での不在者投票

・不在者投票ができる人
都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人

・投票用紙の請求方法

・不在者投票をしようとする選挙人は、選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長又は代理人が選挙の期日の前日までに請求します。

・投票の方法

指定病院等で不在者投票を行うか、現所在地の市町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票をします。

▽郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある次の人は自宅郵便等による不在者投票ができます。

① 身体障害者手帳の交付を受けた人

・両下肢、体幹の障害または、移動機能の障がい程度が1級と2級の人

・内臓機能の障害の程度が1級又は3級の人

・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人

② 戦傷病者手帳の交付を受けた人で

・両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までの人

・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

③ 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載してある人

また、同制度に該当する人で上肢又は視覚の障害の程度が1級の人は、代理記載制度を利用することができます。

ただし、これらの制度を利用するためには事前の申請が必要となります。



投票所はご存じですか？

投票は次の場所で**午前7時から午後8時まで**行われます

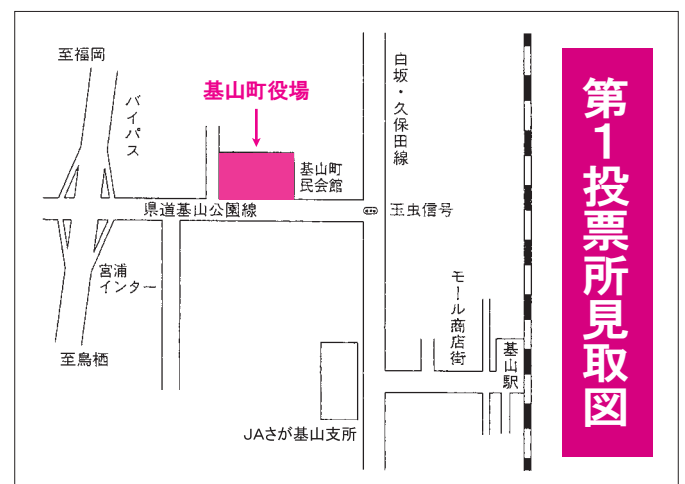
問 基山町選挙管理委員会事務局（総務企画課内） ☎92-7915

入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小体育館	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	第9区公民館	9区

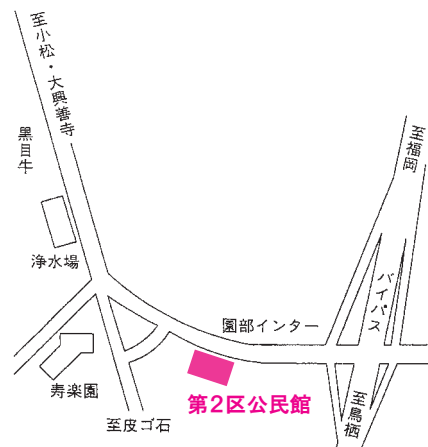


第2投票所見取図

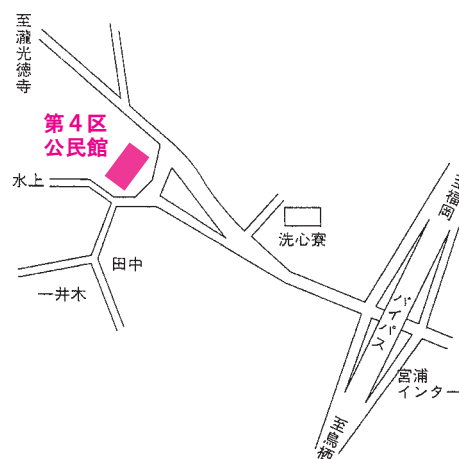


第1投票所見取図

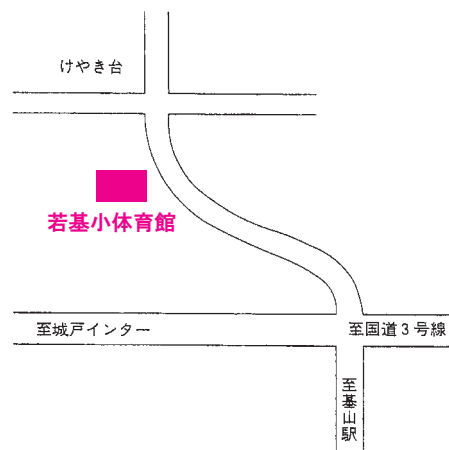
第3投票所見取図



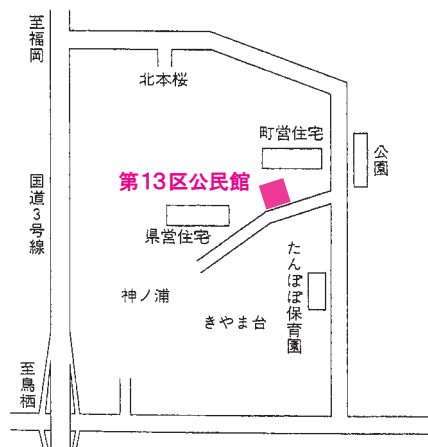
第4投票所見取図



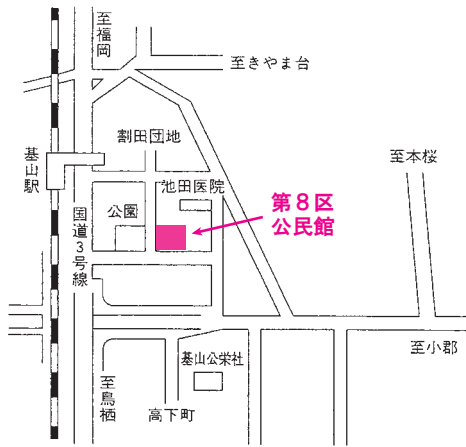
第5投票所見取図



第6投票所見取図



第7投票所見取図



第8投票所見取図



第9投票所見取図



第10投票所見取図

